

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：扶桑町

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|------------------|---------------------------------|
| 任期の定めない常勤職員 | 85.8% |
| 任期の定めない常勤職員以外の職員 | 111.9% |
| 全職員 | 59.7% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、町の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役割段階別

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —% |
| 本庁課長相当職 | —% |
| 本庁課長補佐相当職 | 95.6% |
| 本庁係長相当職 | 97.2% |

(2) 勤続年数別

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 90.4% |
| 31～35年 | 92.0% |
| 26～30年 | 94.5% |
| 21～25年 | 90.7% |
| 16～20年 | 81.1% |
| 11～15年 | 85.2% |
| 6～10年 | 96.3% |
| 1～5年 | 97.3% |

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員がいないため記載なし。
- ・役職段階別の本庁課長相当職区分について、女性職員が1名のため非公表。
- ・令和5年度については、女性職員のみが育児部分休業を取得しており、その減額により給与に差異がある。
- ・相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、女性は男性の88.4%の時間数である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。